会 議 記 録

高松市附属機関等の設置、運営等に関する要綱の規定により、次のとお り会議記録を公表します。

会 議 名	令和元年度高松市人権施策推進懇談会 (第2回)
開催日時	令和 2 年 2 月 26 日 (火) 午後 2 時 0 分~午後 3 時 19 分
開催場所	高松市田村文化センター 会議室
議題	(1) 今年度の取組内容について (2) 文化センター・児童館における取組について (3) 実態調査について
公開の区分	■ 公開 □ 一部公開 □ 非公開
上記理由	
出席委員	喜岡会長、葛西委員、綾田委員、久保委員、齋藤委員、 姜委員、田上委員、萩池委員、福井委員、山口委員、山 本委員 (欠席 7 名)
傍 聴 者	0人 (定員5人)
担当課及び 連絡先	市民政策局 人権啓発課 (Tel839-2292)

会議経過及び会議結果

【会議の経過】

議題(1)「今年度の取組内容について」

事務局より説明

【委員】

参加人数が上がっているということで素晴らしいことだと思うんですけどこのイベント、各イベントでアンケートとかは実施されたかどうか、お聞きしたいなと思うし、その結果とかが少し分かるんであれば教えていただきたい。

【事務局】

まず8月と9月に大島青松園現地学習会についてのアンケート の結果なんですけど。今まで大島で、こういう苦しんだ方がいら っしゃることは分からなかった。よく勉強になった。また来たい っていう方がいらっしゃいます。あと 11 月の人権同和問題啓発講 座これについてもアンケートとってます。昨年度まで 3 回だった んですけど 2 回にしました。パワハラ・セクハラ、今、最近社会 問題になっていますので、それをテーマにやりました。良かった っていうのと、職場に帰って伝えたいとかいう意見もあった反 面、もう少し内容を書いた方がいいのでは。えせ同和ってピンと きませんでした。11 月 18 日の、えせ同和の関係につきまして は、えせ同和、なんかピンときませんとかいう意見があります。 この啓発講座につきましては、18 日よりかは 27 日のパワハラ・ セクハラって言うのは良かったという意見はあります。1月のサ ンポートホール大ホールでありましたスマイルフェスティバル in 高松というのは、最後にう一みさんという人権コンサートあった んですけど、それを最後にしたけど、それ

会議経過及び会議決果

までに幼稚園の皆さん、小学生の皆さん、鶴尾小学校の太鼓が終わったら帰ってしまったんです。終わったんで、最後にう、あったんではまったんではときえたらどうないの人権コンサートがあったんで構成をもう少と考えたらがどうで、その構成をもうがらます。という意見もかります。先ほど申し上げた同じ高松駅でや困ったといたによってもは、今後、ここで勉強したことを今度、駅で困っに、アンケートは、今後、ここで勉強したことを今度、駅にさいる人がいたら助けていと思います。まとにさいる大がいきるような、こういう講座を開いてくださいうご意見もありました。

【委員】

スマイルフェスティバル in 高松。私も参ったんですけど、ちょっと、途中から行って最後のコンサートは良かったことは覚えております。3 つの「見る!体験する!買う!」の中の販売コーナーでは、食べ物を中心に販売したんですか。また、5 地区とはどこのエリアを言ってるんですか。

【事務局】

地区で言いましたら 5 地区で花園コミュニティさん、植田コミュニティさん。栗林・大野・女木の各コミュニティ協議会は鬼ピーせんべい、オリーブニンニク、醤油漬けニンニク。女木で盛んに作られておりますニンニクがメインです。栗林校区が栗ちゃんの和三盆。大野地区は、大野豆のあまからリンドウと思います。花園さんが花ちゃんまんじゅう「花ちゃんはふる」というお菓子です。植田コミュニティ協議会さんが消臭用の竹炭の販売をしていました。

議題 (2) の「文化センター・児童館における取組について」 」事務局から説明

【委員】

すいません、説明をしていただいた中で利用状況を一番最後のページなんですけれども、田村文化センターの実施回数はそんなに増えてないんですけど、延べ人数が大変ね、隣保館事業の方も児童館事業の方も増えているようなんですけれども、これがなぜ増えたかっていう理由を教えていただきたいのと、ちらしの中で子供を学級って言う継続的にあの小中学生に対して行っている事業の内容をちょっと教えていただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

【事務局】

29 年度にですね、こちら田村文化センター大規模改修工事を行いまして、一旦閉めました。グランド西側に、グランドがあります。こちらで、仮設で事業展開しておりました関係で、当然部屋数も少ないので、当然延べ人数とか、開催事業がもう若干減っております。30 年度の、4 月から 5 月 1 日ぐらいまで一ヶ月かけて、こちらにお引っ越しさせていただきまして、30 年の 5 月のゴールデンウィーク明けから本格的に事業展開いたしまして、30 年

会議経過及び会議結果

度の実績は、皆さんこちらもご覧いただいてるかと思うんですけれ ども、館内外をリニューアルさせていただきましたので、事業展開 を一生懸命職員ともども、頑張らさせていただきまして、このよう な延べ人数の伸び方だと思います。続きまして 2 点目ですが、田村 文化センターの予定表で、子供学級のご説明につきましては、これ 月2回、だいたい小学生は4時半から6時まで鶴尾小学校・一宮小 学校とかの先生方にお願いいたしまして、こちら入って、玄関入っ て南側に A 教室・B 教室・C 教室ございまして、こういったところ で、小学生で月 2 回、この子供学級を開催いたしまして先生方の協 力のもと開催しておりところでございます。平日は、子ども達が学 校終わりましたら、入ってきていただいて、まず学校の宿題をして いただいて、一番南の端に遊戯室がございますし、芝生とかで遊ん でいただくような形をとっております。中学生につきましては部活 動等がありますのでこちらも月 2 回だいたい始まりが 6 時前後ぐら いから 7 時半までだいたい 1 時間半程度。これも周辺 4 中学校、鶴 尾中学校ですが 2 年後に閉校、来年の 3 月で閉校いたします。今 年、平成31年度ですが、4月から周辺4中学校に、今の一年生が、 こちら入学して、4中学校の先生がたの協力のもとですね、約 1 時 間半ですね。こちらで、勉強して、月 2 回していただいているとこ ろでございます。あとテスト発表等で、部活動も中止になりました ら、こちらに早めに帰ってきていただいて、中学生は、教室の方で 勉強していただいて、テスト勉強に励んでいるところでございま す。以上でございます。

議題(3)の「実態調査について」

事務局から説明

【委員】

国勢調査とは別にすることになるので、部落では寝た子を起こすなようなことを言われると難しいと思われる。住民の考え方がいろいろ違うので、調査の完全回収は難しいと思います。

【会長】

委員からは、触られたくない人もいる。非常に微妙な問題もあり、完全な回収が国勢調査と違って、任意の調査なので、完全というきないかも分からない。それと同時に寝た子を起こ市が記して。やっぱり調査する以上は、本当に下市がこれから具体的な取り組みをしてくれるんだろう。そのことを市で、の場査してくれというわけですので、今後も市のとして、やっぱり調査もしてくれた議題 1、2、3 は終わったわけます。そしたら一応予定された議題 1、2、3 は終わったわけます。そしたら一応予定された議題 1、2、3 は終わったわけですけど。今日配布されております資料が障がい者差別の解消に推進に関する高松市の職員対応要領というのが配付されております。これについて説明いただきましょうか。

【事務局】

こちらですね高松市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領といたしまして平成 28 年 4 月 1 日に障害者差別差別解消法が施行されまして、それに伴って高松市の方でも

会議経過及び会議結果

職員向けにこちら対応要領作成させていただいております。

こちら対応要領に沿って毎年、障害者差別解消法に関する職場 内研修として、各課の方でこちら職場内研修として障がい者の差 別解消法に関する職場内研修を実施していただいております。

こちらを通して、高松市の職員にも障害者差別解消法、まず知っていただき、また高松市の職員として対応障害者に対する対応をどうすべきかっていうのを、研修で周知啓発を実施しております。また外部の方に対しても民生委員さんに向けて出前講座を実施したりして、内部からまた外部に対しても障害者差別解消法の啓発を障がい福祉課としても取組実施している状況です。以上です。

【会長】

ちょっと私三つだけ質問をお願いしたいと思います。

障害者差別解消法に基づいて市職員には全員その障がい者に対して合理的配慮を提供する法律上の義務が課せられた。それじゃあ具体的にどうするかというので、この職員対応要領ができたと思うんですが、そこで質問の一つは、高松市職員のだいたい何割ぐらいがこの対応要領の内容を今知っているのかっていうことが一つです。

二つ目の質問は今日配っていただいた 4 ページの第二、障がい 者の配慮ができる場合とできない場合の判断をしているのです ね。言われた通りできるかできない場合もあるぞと。それはそう でしょう。言われた通り、必ずしも出来るできない場合もあると 思います。そこで、ここを読みますと、合理的な配慮ができない 場合はもうできないということを、理由を説明して理解を得るよ うに努めることが望ましいとなっております。これ読みますと、 合理的配慮できる。できない二つに分けておると思います。その 真ん中がないんです。例えば県内の自治体でも合理的配慮をでき る場合は当然します。できない場合は合理的配慮を提供する義務 が第一義的な意味ですので、代替措置をとることと、そしていよ いよできない場合は説明した上で理解をするように努めなければ ならないと、YES、NOの間があるんですよ。代替措置をとるとい うことを定義しているところがあります。できるかできないかで そっちの二者択一じゃなくて、合理的配慮の提供義務を協調した 法律ですので、できない場合は代替措置。言われた通りできなく ても、代替をとる。それ以外はもうできないと不可能な場合とい うことがあるんですが、ここでは YES か NO かみたいになってお りますので、その真ん中があってもいいのではないかというふう に思います。

それから 7 ページなんですが。過重な負担の基本的な考え方のところです。職員は過剰な負担に当たると判断した場合には、障がい者から配慮を求められても、その後どうしても不可能ですと判断した場合ですね、この場合は代替置も不可能です。介助もできない、もう本当にできない場合であることが望ましいと書かれておりますが、これは努力義務のように受け止められます。県内の自治体でもそうじゃなくて、努めなけ

会議経過及び会議結果

ればならないと、はっきり書いているところもあります。できないんだから、説明して理解を求めなければならない。その場合は、望ましいという表現を行政がどのように理解するか知りませんけど日本語として、自治体によってはあらかじ説明して理解を得なければならないと書いている自治体もあります。

その3点だけ時間がありませんので恐縮です

【事務局】

こちら一点目、高松市における障がいを理由とする差別の解消 の推進に関する対応要領の職員の認知に関しては、こちらの方で 職員一人一人に対して統計を取ったことがないので、こちらまた 認知度、改めてまた周知を含めて今後させていただけたらなとい うふうに思っております。こちらの 4 ページの真ん中がないって いうところで、合理的配慮についてはもちろん例えば段差をなく してくれっていうことであったら、もちろん金額的なこともあっ たりしますので、先ほど言ったグレーという三角の部分っていう ところで、ソフトの部分で職員が一人一人そちらご案内させてい ただくっていう、これは法律を読み解いても合理的配慮として話 し合いが必要っていうところが大事だと思っておりますので、先 ほど言ったように YES、NO というわけではないと思いますの で、こちらもちょっと即答はできないんですけどちょっと課内に ちょっと持ち帰らせていただいてご検討させていただけたらなと いうふうに思っております。7ページ目のこちら理解を得るよう に務めることが望ましいっていうところで、こちらも行政に関し ては努力義務ではなく、公的義務に該当すると思いますので、こ の表現っていうことが、一人一人捉え方がまた違いと思いますの で、ちょっとその辺含めてまた同じような問 2 の質問と同様な形 でちょっと一旦、課に持ち帰らせていただいてご検討させていた だけたらなというふうに思っております。

【会長】

ありがとうございました。

それでは、今日予定された議題その他で皆様の方からございましたら委員さんの方からございませんか。それではどうもご協力ありがとうございました。これで進行のお話いただきます。ありがとうございました。

【事務局】

それでは、以上をもちまして令和元年度第二回人権施策推進懇 談会を終了させていただきます。

本日は長時間にわたりご熱心なご議論をいただきありがとうご ざいました。

今年度の懇談会につきましては今回で最後の開催となりますけれども、来年度につきましてはまた 7 月頃に第 1 回の懇談会を開催する予定にしておりますのでまたご案内させていただきますのでよろしくお願いいたします。

本日はどうもお疲れ様でしたありがとうございました。